

# 業務指示書

## ナイジェリア国第二次都市鉄道セクター情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年6月11日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年6月16日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：鉄道セクターに係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/鉄道システム）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：鉄道システムに係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ナイジェリア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 インフラ投資】

- 1) 類似業務の経験：インフラ投資に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ナイジェリア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年6月20日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
安全管理に係る経費(第3 実施上の条件 5. その他特筆すべき事項 (2) 安全配慮事項 参照)
- (○) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(NGN1 = 0.642 円, US\$1 = 102.58 円, EUR1 = 142.01 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の者が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/鉄道システム  
インフラ投資

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.00 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年7月4日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
ナイジェリア国第二次都市鉄道セクター情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/鉄道システム	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	( 8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： インフラ投資	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	

3

○

○

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

ナイジェリアは人口約1億7000万人、GDP約5,100億ドル(2013年)の、アフリカ最大の経済規模を誇る大国であり、経済の中心地である旧首都ラゴス(ラゴス州)は、首都アブジャ(Federal Capital Territory: FCT)と並んで特に重要な役割を果たしている。ラゴスには、ナイジェリア国内の工業、商業施設の50%以上、製造業の70%が集中し、サブサハラ・アフリカでも最も速いスピードで経済発展を続ける都市の一つとして、外国企業の進出や海外からの投資が積極的に行われている状況である。

ナイジェリアは急速な都市化が進行しており(1985年に農村人口:都市人口=7:3だったのが、2010年で1:1)、特にラゴス、及び周辺地域の人口増加は著しく、現在のラゴスの人口は2100万人以上と推定されている<sup>1</sup>。急速な人口増加により、ラゴスにおいては自動車、および二輪車の新規登録台数も年々増加しており、慢性的な交通渋滞及び排気ガスによる大気汚染が深刻化している。

急増する都市人口とその移動ニーズに対応するため、JICAでは2013年2月～3月にかけて都市交通セクターにおける情報収集を目的として「都市鉄道セクター情報収集・確認調査」を実施した。この結果、ナイジェリアでは既存鉄道路線の改修や新規路線の建設を計画しており、すでに中国輸出入銀行の支援などの支援を受けLight Rail Transit (LRT)の建設を開始している一方で、連邦政府及び州政府ともに現在計画している鉄道路線の妥当性や優先順位付けを評価するための需要予測などの情報を十分に持ち合わせていないことが判明した。TICAD Vにおける安倍総理とサンボ副大統領の会談においてナイジェリア側からは我が国に対するインフラ整備の支援への期待が示され、また都市交通セクターに対する支援はナイジェリア及び西アフリカの経済の中心であるラゴスの経済発展に資することが予測されるが、上記の様な状況から、具体的な支援事業内容やその妥当性について「都市鉄道セクター情報収集・確認調査」に続く、更なる検討を行う必要がある。

このため、今般追加的な調査を実施することで、ナイジェリア国鉄道セクターにおいて今後我が国による支援対象となり得る事業の具体化と、その裏付けとなる情報の収集が必要となっている。

<sup>1</sup> ラゴス州政府のホームページによると、2006年の国勢調査における人口は1750万人、現在の人口は2100万人を超えると想定されている。

<http://www.lagosstate.gov.ng/pagemenus.php?p=547&k=238>

## 2. 業務の目的

本調査では、2013年2月～3月にかけて実施した「都市鉄道セクター情報収集・確認調査」の結果を踏まえ、支援対象事業となり得る事業の洗い出しと、当該事業のナイジェリア政府鉄道セクター開発における優先度、需要予測等の裏付を持った妥当性等の確認を行う。

## 3. 相手国関係機関

ラゴス州政府、連邦運輸省

## 4. 業務の範囲

上記「2. 業務の目的」を達成するために、「5. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査業務内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 業務実施上の留意事項

本調査では、今後の我が国による支援対象となり得る具体的な事業を絞り込むことを目的としているが、支援対象事業の検討にあたっては本邦技術活用を前提とする。そのため、第1次国内作業において、関連の本邦企業がナイジェリア鉄道セクター進出に関心を有さず、本邦技術活用の可能性が認められない、または非常に小さい場合には、第1次現地調査以降の調査を実施しないことも想定する。第1次国内作業の結果に基づき、調査続行の可否について JICA 内部で一定の検討期間を設け、調査を続行しないと判断されれば、契約変更を行い、調査を終了することとする。

## 6. 調査業務内容

### 【第1次国内作業】

- (1) 2013年2月～3月にかけて実施した「都市鉄道セクター情報収集・確認調査」のレビュー
- (2) 中国等他国・機関による当該セクター支援の最新状況をインターネット等で情報収集・整理する。
- (3) 既存資料及び国内でのヒアリング調査等に基づく、ナイジェリア鉄道セクターに対する本邦関連企業の関心の有無を確認し、(2)の結果も踏まえて具体的な本邦技術活用の可能性を見定める。なお、この時点で本邦企業の関心を確認することができず、ナイジェリア鉄道セクターに対して本邦技術活用の可能性が望めない場合は、これ以降の現地調査を実施せず、第1次国内作業の結果をファイナルレポート（和文）として取りまとめる。

- (4) (2)、(3)にて本邦技術活用の可能性が認められた場合には、上記結果に基づくインセプションレポートの作成を行う。インセプションレポートには、調査工程、調査対象期間、調査方法、調査実施項目、資料入手方法などを含む調査計画(案)を記載し、JICA アフリカ部及びナイジェリア事務所のコメントを得た上で最終化する。

#### 【第1次現地調査】

- (1) JICA ナイジェリア事務所及びナイジェリア側関係機関に対してインセプションレポートを説明及び提出する。なおナイジェリア側からのコメントについては、JICAにも共有するものとする
- (2) ナイジェリア鉄道セクターにかかる以下の内容に関し、調査を実施する。なお、調査に際しては前出の「都市鉄道セクター情報収集・確認調査」の結果を踏まえた上で既存取得情報のアップデート及び新たな情報を整理・追加するなど、既存資料を十分に活用し、効率的な調査を心掛けること。
- ① 鉄道セクターに係る現状把握と分析
    - ・ 鉄道輸送の現状と課題のレビュー
    - ・ 開発計画の進捗と課題
    - ・ ナイジェリアの鉄道セクターに係る法制度(改正鉄道法、PPP 関連等)とその運用状況の把握と分析
    - ・ 鉄道関連分野の技術面の現状と課題(公営・参画民間企業の人材・技術レベルの評価を含む)
    - ・ 鉄道適用技術のレビュー
    - ・ 関連民間セクター、裾野産業の現状と課題
    - ・ 適正技術の検討、本邦技術と他国技術の比較検討
  - ② 鉄道セクターへのナイジェリアの投資計画
    - ・ 中央政府及び州政府の財務分析、投資計画
    - ・ 鉄道セクターの意思決定メカニズム
    - ・ 鉄道開発計画に対する資金調達見込み
    - ・ 現投資計画の社会・経済・環境への影響
  - ③ ラゴス州交通マスタープランのレビュー
  - ④ ラゴス州の交通需要調査とラゴス都市内の渋滞緩和策の検討
  - ⑤ 都市鉄道に係る情報収集・分析
  - ⑥ 本邦企業参画に向けた現状把握と分析
    - ・ ナイジェリアへの本邦企業参画に係る事業リスクの把握と分析
    - ・ 関連州・路線における民間セクター、他国政府の状況
  - ⑦ 整備予定路線の現地調査による協力準備調査実施にかかる妥当性の検討

- ⑧ 整備予定路線に係るナイジェリア政府の優先度と事業の進捗状況（同国政府及び開発パートナーによるものを含む）の確認
  - ⑨ 鉄道セクターに対する、他ドナーの援助方針の分析と、協調融資可能性の検討
- (3) 上記(2)の調査結果に基づき、協力準備調査対象候補路線を検討する。調査対象路線の選定にあたっては以下の点に留意すること。
- ① ナイジェリア政府の調査候補路線にかかる優先度
  - ② 事業形成、個別資機材、土木、運行システムなどの各分野での本邦企業参画の可能性
  - ③ 他ドナーとの協調融資の可能性
  - ④ 環境社会配慮ガイドラインの観点から自然や社会への望ましくない影響が発生する可能性

#### 【第2次国内作業】

- (1) 第1次現地調査の結果を取りまとめ、分析し、ドラフトファイナルレポートを作成する。
- (2) JICA アフリカ部に対してドラフトファイナルレポートの説明を行い、必要な箇所については協議に基づき修正を行う。

#### 【第2次現地調査】

- (1) ドラフトファイナルレポートに基づき、JICA ナイジェリア事務所及びナイジェリア側関係機関と調査結果について協議し、コメントを得る。
- (2) 第1次現地調査の結果に基づく、ナイジェリア鉄道セクター開発における本邦技術活用の可能性に係る調査と分析
- (3) 本邦技術を活用する上で、必要となる環境（現地鉄道関連産業の企業とその保持する技術、本邦企業と協業が図れる現地企業）の現状把握と分析
- (4) ナイジェリア側関係機関及び民間事業者等のより幅広い関係者を招き、現地セミナー（ラゴスにて100名規模を1日）を開催し、関係者からの広範な意見聴取を行うとともに、ナイジェリア鉄道分野における本邦技術活用を支援する。なお、セミナーの開催にあたっては、JICA ナイジェリア事務所及びアフリカ部と事前に協議を行うこと。

#### 【第3次国内作業】

- (1) 第2次現地調査にて得られたナイジェリア側関係機関のコメントを取りまとめ、ファイナルレポートを作成する。

## 7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、(3) ファイナルレポートとするが、インセプションレポート、ドラフトファイナルレポートについても、完成後速やかに JICA アフリカ部に提出すること。

### インセプションレポート

提出時期：2014年8月上旬

部数：和文3部、英文10部

### ドラフトファイナルレポート

提出時期：2014年9月下旬

部数：和文3部、英文10部（和文、英文ともに報告書前段に要約を含む）

### ファイナルレポート

提出時期：2014年11月下旬

部数：和文5部、英文20部、CD-R2部（和文、英文ともに報告書前段に要約を含む）

#### (1) 報告書作成についての留意事項

- ① 各報告書の作成に当たっては、図表リスト、略語表、参考文献等の各種リストを記載し、転載したものについては必ず出典を明記すること。価格、費用などを外貨で記載する際には、その時点での円貨との交換レートを記載すること。また、報告書を通じて固有名詞、用語、記号等の統一性と整合性を保つこと。
- ② 英文版の作成にあたっては、各種報告書がナイジェリア政府のみならず国際機関や他ドナー等にも共有されることを想定し、その表現振りについて充分注意を払うこと。また、必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ③ 報告書作成にあたっては、現行の段階で JICA アフリカ部及び JICA ナイジェリア事務所と協議を行うこと。各種報告書のナイジェリア側への説明、協議に際しては先方の発言のうち、重要なものについて議事録に残すこと。

#### (2) 報告書の印刷仕様

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本とする。ファイナルレポートに添付資料がある場合は電子データのみとし、ファイナルレポートの印刷仕様、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

## 第3 業務実施上の条件

## 1. 調査工程

2014年7月下旬より国内作業を開始し、同年11月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

	7月	8月	9月	10月	11月
国内作業					
現地調査					
報告書		△ IGR		△ DRF	△ FR

## 2. 業務量の目途及び業務従事者の構成

## (1) 業務量の目途

14.0M/M

## (2) 調査業務従事者の構成

本件調査には、下記の分野を担当させることを基本とする。

- ① 総括/鉄道システム (2号)
- ② インフラ投資 (3号)
- ③ 鉄道技術
- ④ 都市交通/需要予測
- ⑤ 鉄道組織・運営
- ⑥ 環境社会配慮

なお、担当分野の変更・追加または、統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

## 3. 現地再委託

なし

## 4. 調査用資機材

## (1) JICAがコンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材

なし

## (2) その他必要と思われる資機材については、機材費(本見積り)で提案すること。

## 5. 配布資料

## ・都市鉄道セクター情報収集・確認調査報告書

## 6. その他特記すべき事項

## (1) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に留意する。現地の治安状況については、JICA ナイジェリア事務所、現地日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を充分に行う。また、JICA ナイジェリア事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段などについて、同事務所と緊密に連絡をとること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

## (2) 安全配慮事項

ナイジェリアにおける行動については、安全管理の観点から以下に示す JICA の安全管理基準を厳守すること。その際、必要な経費については、別見積りにて計上すること。

なお、同安全管理基準は随時変更があるため、変更の結果、業務実施に制約が発生し追加経費が必要となった場合、もしくは、安全管理基準の変更が無くても、業務実施過程で安全対策として必要な経費が発生することが明らかになった場合、随時協議の上、必要に応じてこれを認める。

## ① 都市間移動

ア) 移動は日中の 6 時から 18 時のみとする。

イ) 移動に当たっては複数車両 (4WD) を確保したうえで必要な数の警護警官を乗車させる、警護警官の数・各車両における配置などについては、JICA 事務所の指示に従うものとする。なお、警護警官の配置には、一定期間 (1 週間程度) を要するため、移動を伴う活動計画は早めに立案すること。

ウ) 移動にあたっては、緊急通信手段 (地上波携帯: 可能な限り MTN, Glo, Airtel 等から 2 社以上)

を携行する。

エ) 車両間の通話用に事務所貸与の無線機を携行する。

オ) 十分な水と予備タイヤを装備する。

カ) 出発時、宿舎到着時、及び必要に応じて電話などで JICA ナイジェリア事務所に連絡を行う。

## ② アブジャ中心部とアブジャ空港間の移動

上記①、ア)の時間帯を超えての移動を認めるが、上記①、イ)及びウ)に求める措置は同様とする。

③ 宿泊

首都アブジャ及びラゴス市におけるホテル宿泊の実泊分に関し、以下の宿泊料を上限として積算を行うこととする。なお、この宿泊料単価は JICA ナイジェリア事務所が6か月毎に見直しを行う。

ア) 首都アブジャ：17,300円/泊

イ) ラゴス市：22,300円/泊

ウ) その他の都市：コンサルタント等契約が定める宿泊料基準額

④ 安全管理に係る経費

上記安全管理に係る経費として、コンサルタントが業務従事者の安全確保に必要な直接経費に関し、以下の経費を契約金額に含めることが出来る。なお、当該経費は別見積りとする。

ア) 警護警官備上

<参考単価>

警護警官日当単価：1,500NGN/人日

警護警官宿泊費単価：実費精算

イ) 通信機器（衛星携帯電話及びその使用料）

ウ) 車両

<参考単価>

4WD 車両レンタル経費：25,000NGN/日

以上